



佐賀労働局発表
令和2年11月30日

【照会先】

佐賀労働局雇用環境・均等室

室長 大田 隆

室長補佐 宮崎 佐津美

(電話) 0952-32-7218

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です ～「ハラスメント特別相談窓口」を開設します～

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進していくこととしています。

佐賀労働局（局長 加藤博之）においても、本月間中を中心に「ハラスメント特別相談窓口」を開設し、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児休業等を理由とするハラスメント及びパワーハラスメントについて労働者や企業からの相談に対応します。

ハラスメント特別相談窓口の開設

（資料1）

相談内容 職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント
妊娠・出産・育児休業介護休業の取得に関するハラスメント

対象者 労働者、事業主、人事労務担当者

開設期間 令和2年12月1日（火）～令和3年3月31日（水）

開設場所 佐賀労働局雇用環境・均等室 電話 0952-32-7218
（佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎5階）

時間 8時30分～17時15分 ※土・日・祝日を除く

12月は職場のハラスメント撲滅月間です 佐賀労働局雇用環境・均等室

ハラスメント特別相談窓口のご案内

相談
無料

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント 等



●佐賀労働局雇用環境・均等室

電話 0952-32-7218

(8:30～17:15 土日・祝日を除く)

●ハラスメント悩み相談室 (厚生労働省委託事業)

☐ 電話相談 0120-714-864

(受付時間：月曜～金曜 12:00～21:00

土曜・日曜 10:00～17:00)

☐メール相談： 受付フォーム

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>

☐事業主、人事労務担当者向け電話相談

予約受付フォーム (事前メールによる完全予約相談受付)

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/denwa-soudan/>

- ★取引先や顧客等からのカスタマーハラスメントに関する相談
- ★就職活動中のセクシュアルハラスメントに関する相談
- ★新型コロナウイルスに関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等にも対応